法及び県条例施行関係　平成28年度実施事業(案)について

資料３－２

　障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する差別を解消し県民の理解を深めるため、平成28年度は、以下の事業を実施する。

１　障害者理解普及啓発事業（障害福祉課）　　　　　 H28当初予算　　　11,000千円

H27→H28繰越予算　1,125千円

（１）地域相談員及び広域専門相談員の設置

　県条例で定められている地域相談員と広域専門相談員を設置するとともに、資質向上のための研修を実施する。

（２）障害のある人の相談に関する調整委員会の開催

　障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項に関する調査審議や紛争解決を行う。

（３）障害者差別解消支援地域協議会の開催

　障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別解消のための取組みについて協議を行う。

（４）ウェブサイトの管理

平成27年に開設した障害者理解促進のための県ホームページを管理運営する。

（５）とやまふれあい共生フォーラムの開催

共生社会の実現等について、参加者とともに考えるフォーラムを開催し、障害者に対する理解の一層の促進を図る。

（６）条例等パンフレットの作成

条例や障害者差別解消ガイドラインを紹介するパンフレットを作成する。

２　精神障害者地域相談員確保事業（健康課）　　　　　　　H28当初予算　　450千円

　障害者差別解消法や県条例、精神障害者に関する知識や相談対応方法を習得する講習会を開催し、地域相談員の確保に努める。

３　小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員の配置（県立学校課）

H28当初予算　8,652千円

　合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子供に関わる関係者（医療・福祉等）の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置する。